

損害賠償額の決定について

契約の解除に係る損害賠償額を次のように決定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 損害賠償額 9, 331, 476 円
- 2 相手方 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
営業統括本部長 石崎 洋
- 3 事案の概要 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、令和 8 年 1 月から熊本市後期高齢者医療システムの標準化を実施する。これに伴い、契約期間を令和 8 年 12 月 31 日までとする熊本市後期高齢者医療システム機器賃貸借契約を令和 7 年 12 月 31 日をもって解除することから、契約条項に従い、相手方に生じる損害額を賠償するものである。

（提出理由）

熊本市後期高齢者医療システム機器賃貸借契約の解除に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。